

多気第2工業団地造成工事に伴う

環境影響事後調査

(令和7年4月～令和8年3月)

令和8年3月

多 気 町



## はじめに

本報告書は、多気第2工業団地の事業の実施にあたり、「多気工業団地造成計画に係る環境影響評価書(平成3年9月)」(以下、評価書という)及び「多気工業団地造成計画に係る環境影響評価のうち多気第2期工事区域造成に伴う検討報告書(平成15年2月)」並びに「同検討報告書(第2回目)(同年4月)」に記載した「環境保全のための監視計画」に伴い、工事開始後及び供用後に行うとした事後調査(令和7年度実施分)について記載したものである。

なお、調査及び取りまとめは、株式会社中部環境技術センターが行った。

## 目 次

1. 事業の概要.....	1
1-1 事業の種類、名称及び事業主体.....	1
1-2 事業の規模.....	1
2. 本調査の位置付け.....	1
3. 水 質.....	2
3-1 調査概要.....	2
3-2 調査年月日及び調査内容.....	2
3-3 調査地点.....	2
3-4 調査項目及び調査方法.....	3
3-5 調査結果(モニタリング調査結果引用).....	4
3-5-1 総合排水口.....	4
3-5-2 河川水質(櫛田川).....	6
4. 騒 音.....	7
4-1 調査概要.....	7
4-2 調査年月日及び調査時間帯.....	7
4-3 調査地点.....	7
4-4 調査方法.....	7
4-5 調査結果.....	9

## 1. 事業の概要

### 1-1 事業の種類、名称及び事業主体

事業の種類：大規模宅地造成

事業の名称：多気工業団地造成事業

事業主体：多気町

### 1-2 事業の規模

総面積：691,200m<sup>2</sup>（うち第2期工区：96,540m<sup>2</sup>）

工事用地面積：412,500m<sup>2</sup>（うち第2期工区：62,300m<sup>2</sup>）

## 2. 本調査の位置付け

本調査は、表2-1に示したとおり施設供用後(22年目)の調査である。

表2-1 調査一覧

	着工前	工事開始後						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
		H.14年度	H.15年度	H.16年度	H.17年度	H.18年度	H.19年度	H.20年度
騒音		●	●					
水質(濁水)		●	●					
特筆すべき植物	● (移植)	● (3,6ヵ月後)	● (1年後)	● (除草)	● (3年後)		● (5年後)	
特筆すべき水生植物		● (反移植)	● (本移植)	● (1年後)		● (3年後)		● (5年後)
表層土の活用	●							
特筆すべき動物		●	●	●		●		●

	工事開始後		
	8年目	9年目	10年目
	H.21年度	H.22年度	H.23年度
特筆すべき動物			●

	施設供用後									
	1~3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目以降	
	H.16~18年度	H.19年度	H.20年度	H.21年度	H.22年度	H.23年度	H.24年度	H.25年度	H.26~R.6年度	R.7年度
騒音	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎
水質	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎
植物	●		●		●			●		
鳥類・昆虫類	●		●		●			●		

注) ◎：本年度調査 ●：実施済

### 3. 水質

#### 3-1 調査概要

施設供用後における施設からの排水の流入による、河川に与える影響を把握するため、評価書の現況調査地点である総合排水口及び櫛田川において調査を実施した。

なお、現地調査は別途「令和7年度多気工業団地に係るモニタリング調査」（以下。「モニタリング調査」と言う。）として実施しているため、調査結果についてはこれを引用した。

#### 3-2 調査年月日及び調査内容

調査年月日及び調査内容は表3-1に示したとおりである。

表 3-1(1) 調査年月日及び調査内容(総合排水口)

調査年月日	調査内容
令和7年5月22日	排水基準項目(一般項目等)
令和7年8月6日	
令和7年11月14日	
令和8年2月4日	排水基準項目(有害項目等)

表 3-1(2) 調査年月日及び調査内容(河川水質：櫛田川)

調査年月日	調査内容
令和7年5月22日	環境基準項目(生活環境項目等)
令和7年7月2日	
令和7年9月3日	
令和7年11月14日	
令和8年1月7日	
令和8年3月4日	

#### 3-3 調査地点

調査地点は図3-1に示したとおり、総合排水口と櫛田川の現況調査地点の2地点とした。

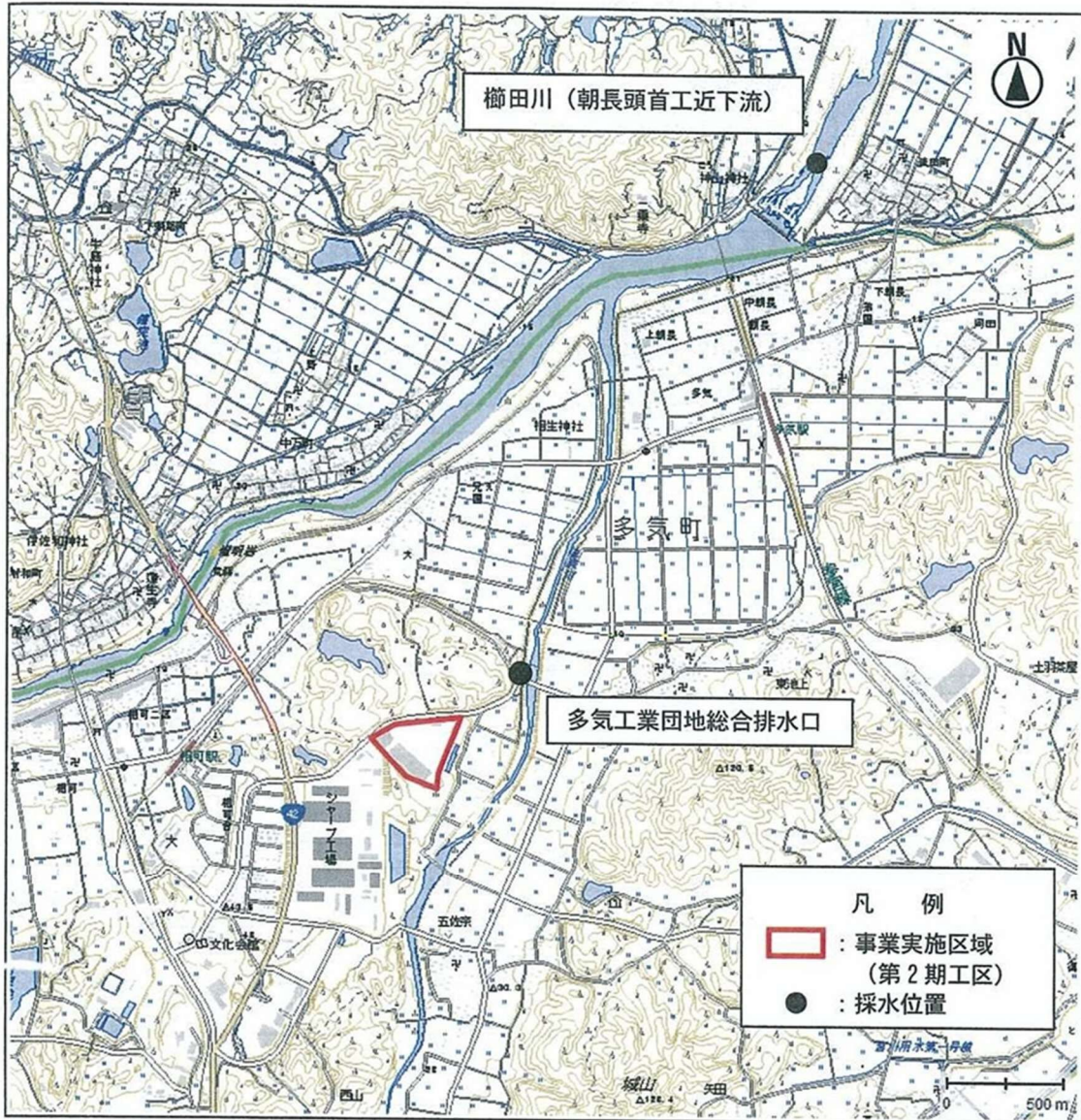


図3-1 採水位置

### 3-4 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法は、別途実施している「モニタリング調査」に記載したとおりであり、本報告書では省略した。

### 3-5 調査結果（モニタリング調査結果引用）

#### 3-5-1 総合排水口

総合排水口における調査結果は表3-2に示したとおりであり、生活環境項目等のうち主な項目では、pHは7.4～7.6、BODは0.5mg/L未満～0.5mg/L、CODは0.5～1.0mg/L、窒素含有量は0.7～1.9mg/L、りん含有量は0.05～0.21mg/L、DOは7.4～10mg/L、塩化物イオンは3～7mg/L、硫酸イオンは10～21mg/L、大腸菌数はいずれの時期も検出せず、ふっ素は0.1mg/L未満～0.1mg/L、亜鉛は0.05mg/L未満～0.08mg/Lであった。

また、年1回実施した有害項目等の調査では、硝酸性窒素が0.6mg/Lで、その他の項目は定量下限値未満であった。

いずれの項目についても、全ての調査時期において排水基準及び上乘せ基準を満足していた。

表 3-2 調査結果 (総合排水口)

項目	単位	排水基準	上乗せ基準	5月22日	8月6日	11月14日	2月4日
気温	℃	-	-	26.0	35.2	19.8	7.0
水温	℃	-	-	24.0	29.9	21.8	14.7
流量	m <sup>3</sup> /min	-	-	0.2	0.4	1.0	1.0
水素イオン濃度(pH)	-	5.8~8.6	5.8~8.6	7.5	7.6	7.4	7.4
浮遊物質(SS)	mg/L	200(150)以下	90(70)以下	<1	<1	<1	<1
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	160(120)以下	25(20)以下	0.8	0.5	1.0	0.8
溶存酸素量(DO)	mg/L	-	-	8.1	7.4	8.8	10
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	160(120)以下	25(20)以下	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
大腸菌数	CFU/mL	(800)以下	-	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
窒素含有量(T-N)	mg/L	120(60)以下	-	1.9	0.7	0.9	0.7
りん含有量(T-P)	mg/L	16(8)以下	-	0.07	0.05	0.10	0.21
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類)	mg/L	5以下	(1)以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/L	30以下	(10)以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
フェノール類含有量	mg/L	5以下	1以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
銅含有量	mg/L	3以下	1以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	0.08	<0.05	0.07	0.07
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
クロム含有量	mg/L	2以下	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
ふっ素及びその化合物(F)	mg/L	8以下	-	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
塩化物イオン	mg/L	-	-	7	5	5	3
硫酸イオン	mg/L	-	-	15	10	21	15
カドミウム及びその化合物(Cd)	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	<0.003
シアン化合物(CN)	mg/L	1以下	-	-	-	-	<0.1
有機燐化合物	mg/L	1以下	-	-	-	-	<0.1
鉛及びその化合物(Pb)	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	<0.01
六価クロム化合物(Cr <sup>6+</sup> )	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	<0.02
砒素及びその化合物(As)	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	<0.01
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	-	-	-	<0.0005
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと	-	-	-	-	<0.0005
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003以下	-	-	-	-	<0.0005
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	<0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	<0.01
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	<0.02
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	<0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	-	-	-	<0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	-	-	-	<0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4以下	-	-	-	-	<0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	-	-	-	<0.3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	<0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	-	-	-	<0.002
チウラム	mg/L	0.06以下	-	-	-	-	<0.006
シマジン	mg/L	0.03以下	-	-	-	-	<0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	-	-	-	<0.02
ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	<0.01
セレン及びその化合物(Se)	mg/L	0.1以下	-	-	-	-	<0.01
ほう素及びその化合物(B)	mg/L	10以下	-	-	-	-	<0.02
アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)	mg/L	-	-	-	-	-	<0.1
亜硝酸性窒素(NO <sub>2</sub> -N)	mg/L	-	-	-	-	-	<0.1
硝酸性窒素(NO <sub>3</sub> -N)	mg/L	-	-	-	-	-	0.6

注:( )内の数字は日間平均を表す。

### 3-5-2 河川水質（櫛田川）

櫛田川における調査結果は表3-3に示したとおりであり、pHは7.6～8.2、BODは0.5 mg/L未満～1.3mg/L、SSは1mg/L未満～5mg/L、DOは7.2～13mg/L、大腸菌数は11～420CFU/100mLであった。

今回の調査結果を環境基準（A類型）と比較すると、大腸菌数で環境基準を超過する結果が、DOで環境基準を下回る結果がそれぞれ確認され、それ以外の項目では全期間を通じて同基準を満足していた。

また、BODを指標とした評価書記載の予測結果(BOD：表3-4)と比べると、春季から秋季については予測結果と良好か超過する結果であり、冬季については予測結果より良好な結果となっていた。

表 3-3 調査結果（河川水質：櫛田川）

項目	単位	環境基準 (A類型準用)	5月22日	7月2日	9月3日	11月14日	1月7日	3月4日
気温	℃	-	24.6	30.0	31.3	20.8	6.3	10.9
水温	℃	-	23.9	29.5	30.7	14.2	5.8	12.0
外観	-	-	ほとんど透明	ほとんど透明	ほとんど透明	ほとんど透明	微黄色微濁	微茶黄色微濁
臭気	-	-	ほとんど無臭	ほとんど無臭	ほとんど無臭	ほとんど無臭	ほとんど無臭	土臭
透視度	度	-	30度以上	30度以上	30度以上	30度以上	30度以上	30度以上
pH	度	6.5～8.5	7.8	7.8	8.2	7.8	7.8	7.6
BOD	mg/L	2以下	0.8	1.3	1.3	<0.5	0.5	1.0
SS	mg/L	25以下	2	1	1	<1	4	5
DO	mg/L	7.5以上	8.0	※7.2	8.5	11	13	10
大腸菌数	CFU/100mL	300以下	21	18	12	11	59	※420

※基準値を満たしていない検査結果を※で示す。

表 3-4 評価書記載の予測結果

(単位：mg-O/L)

項目		春季	夏季	秋季	冬季
生物化学的酸素要求量 (BOD)	現況水質	0.8～1.0	1.3	<0.5～1.3	0.5
	将来水質	0.9	0.8	0.9	1.5

## 4. 騒音

### 4-1 調査概要

施設供用後において、施設から発生する騒音が周辺に与える影響を把握するため、騒音レベルの調査を実施した。

### 4-2 調査年月日及び調査時間帯

調査年月日及び調査時間帯は表4-1に示したとおりである。

表 4-1 調査年月日及び調査時間帯

調査年月日	調査時間帯	備考
令和8年1月2日	7:00～7:30 (朝) 13:00～13:40 (昼間) 19:00～19:50 (夕方) 22:00～22:30 (夜間)	第1, 3工場

### 4-3 調査地点

調査地点は、図4-1に示した第2期工区の敷地境界等の4地点とした。

### 4-4 調査方法

調査方法は、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)に基づいた。

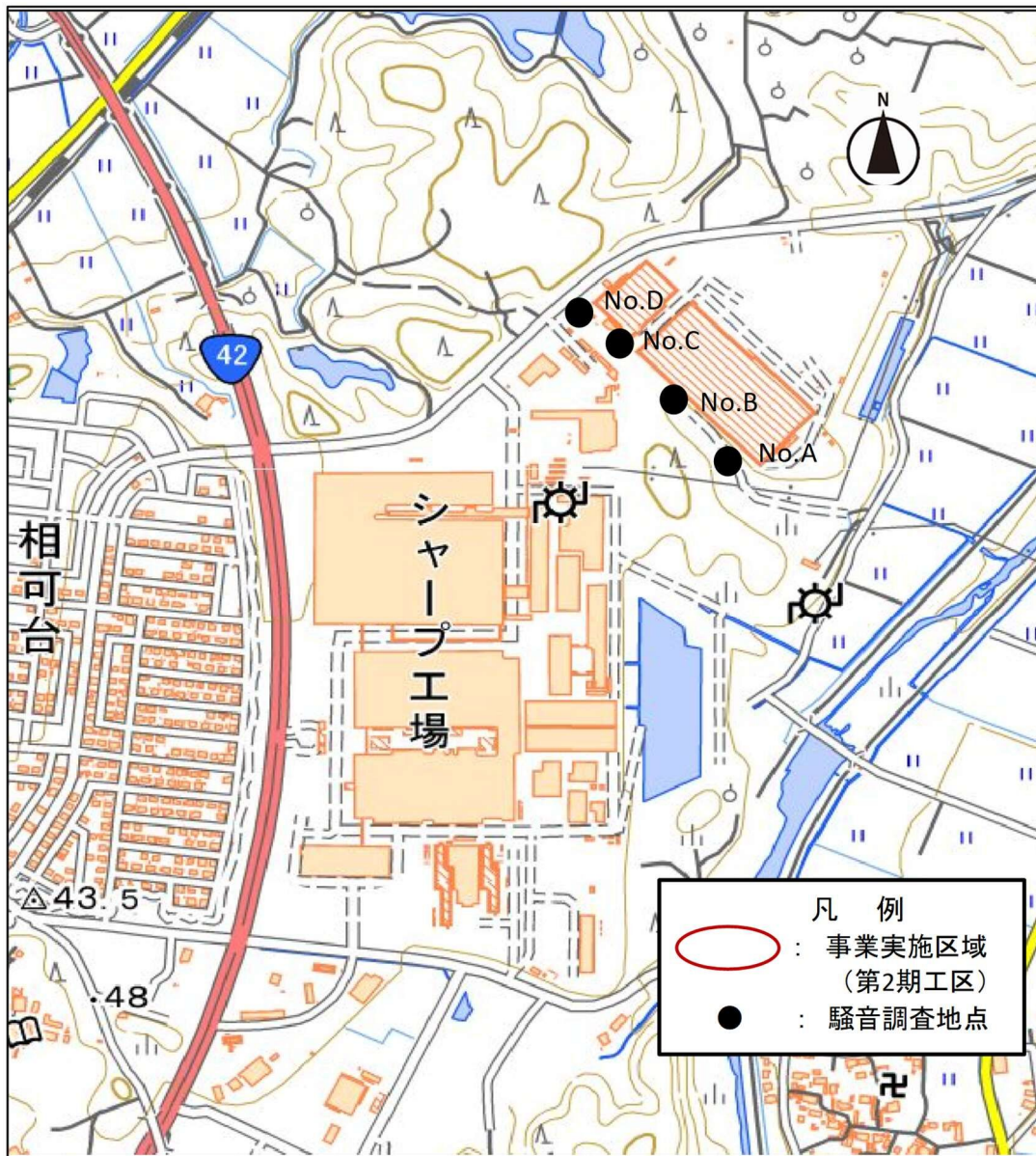


図 4-1 騒音調査地点

#### 4-5 調査結果

調査結果は、表4-2に示したとおりであり、No. Aでは41.1～44.6dB、No. Bでは46.8～48.8dB、No. Cでは45.5～46.6dB、No. Dでは38.3～42.7dBであった。測定時間帯別では、朝では42.2～48.8dB、昼間では42.7～48.4dB、夕方では39.8～47.1dB、夜間では38.3～46.8dBであった。

なお、事業実施区域を含む当該地域は「都市計画法第8条第1項第1号」における「工業地域」に該当するため、「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則」の「工業地域」における「排出基準」と今回の値を比較すると、全ての調査地点でいずれの時間帯においても同基準を満足していた。

表 4-2 騒音の調査結果

測定年月日	測定時間	No. A	No. B	No. C	No. D	基準値※	天候	風向	風速 (m/s)
令和8年1月2日	7:30 朝			46.2	42.2	60以下	晴	西	2.00
	13:40 昼間			46.6	42.7	65以下	晴	西	4.00
	19:50 夕方			46.5	39.8	70以下	晴	西北西	3.00
	22:30 夜間			45.5	38.3	65以下	晴	西北西	2.00
令和8年1月2日	7:00 朝	43.6	48.8			60以下	晴	西	2.00
	13:00 昼間	44.6	48.4			65以下	晴	西	4.00
	19:00 夕方	43.3	47.1			70以下	晴	西北西	3.00
	22:00 夜間	41.1	46.8			65以下	晴	西北西	2.00

※：「規制基準」騒音の排出基準(三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第22条別表第12)

※本調査における各種基準値は以下を出典とした。

**環境基準（水質汚濁に係る環境基準）** 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

#### 排水基準

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に基づく  
「排水基準を定める総理府令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

#### 上乘せ基準

「水質規制のあらまし」令和4年12月三重県大気・水環境課21ページより抜粋  
大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づく排出基準及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和46年三重県条例第60号）